

## 平成28年度 交楽会運営方針

### 1. 交楽会綱領の遵守

○全職員は、交楽会綱領の理念を認識し、良質で適切なサービスを提供するため、援助を必要とする人々のニーズを理解できるようなやさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作を培うよう、サービス提供者としての姿勢を正す。

### 2. 人材確保及び人材育成

○働きやすくやりがいの感じられる職場づくりを推進するため、継続した人材確保、人材育成に重点を置き利用者・家族さらには地域住民が満足できるきめ細かなサービス提供ができるよう、個人個人にあった研修を実施し資質の向上を図る。職員自ら進んでキャリアアップに取り組んでいくことができるよう体制強化し情報提供に努める。またキャリアパス制度をより具体化しさらなる資質の向上の取組、雇用管理の改善、ストレスチェックへの対応等労働環境の改善の取組を具体化していく。

### 3. 苦情解決及び法令遵守

○各事業所に苦情解決責任者を置き、利用者が苦情を申し出やすい環境を整え、第3者委員の協力を得ながら利用者の苦情を速やかに解決し、利用者の心身の安定を図り、施設の社会的信頼を確保する。

○介護報酬改定や障害福祉サービス等報酬改定等経営に重大な影響を与える法改正を十分検討し健全な経営を目指して、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備と取り組みを強化する。

### 4. 地域福祉の推進

○地域に根ざした社会福祉法人として、積極的に地域との連携強化を図り、地域から支持される「地域公益活動」に努める。(地域ニーズの把握、ボランティア、実習受入、地域行事への参加、介護教室等)

### 5. 効率的な運営体制と安定経営

○社会福祉法人の特徴である高い公益性を確保するため、本部の運営管理機能を強化し、各事業所間の連絡・連携を密にして、人事、福利厚生、評価事業、職員研修、広報活動等を総括し推進する。

○複合ケアセンターもりの郷「であいの家」建築費負担、本部人件費の見直しを精査、施設形態及びサービス事業の見直しを検討し平成29年度からの社会福祉法人法改正にスムーズに対応する。

○安定した経営を図るため中長期収支を明確化し、1. 経営の透明性の確保及び経費削減、2. 利害関係者への説明責任の徹底、3. 迅速かつ適切な情報開示、4. 経営者及び管理者の責任の明確化、5. 内部統制の確立を積極的に進めていく。

## 事業計画

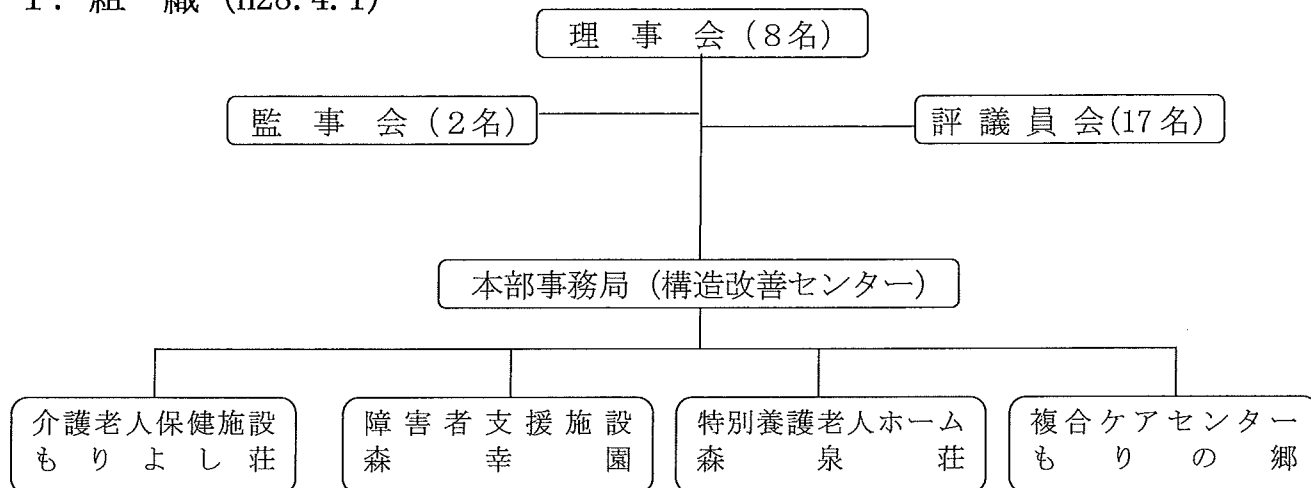
月	日	事業・行事等	場所
H28 4月	1日	辞令交付式、理事長新年度訓示 理事長決裁 法人内会計担当者等打合せ ストレスチェック研修 合同会議	本部、各施設 本部 // // //
5月	中旬 下旬 //	理事長決裁 合同会議、施設長会議 法人内監事監査 評議員会 理事会	各施設 本部 本部→各施設
6月		新任役員・評議員基礎研修会 秋田県社会福祉施設経営者協議会総会 法人内会計担当者等打合せ 新役付職員等評定者研修 理事長訪問日 合同会議	本部 秋田市  本部 各施設 本部
7月	23日 31日 //	理事長決裁 定年退職前研修(社会保険手続き等)(外部講師) 合同会議、施設長会議 苦情受付相談コーナー 処遇改善加算実績報告(介護・障害) 再雇用希望〆日	本部 本部 本部 森幸園
8月	上旬 中旬	苦情受付相談コーナー 理事長訪問日 「福祉の就職ミニフェア in 大館」 社会福祉法人役員研修会(予定) 法人内会計担当者等打合せ 合同会議 H29.4.1正職員新卒採用求人募集〆日(予定)	もりよし荘 各施設  本部 //
9月	30日	森吉地区敬老式 理事長決裁 二役会 合同会議、施設長会議 苦情受付相談コーナー 正職員新卒採用試験(予定)	本部 // // 森泉荘・もりの郷
10月	1日	秋田県民生協会開園祭 法人内会計担当者等打合せ 理事長決裁	本部 //

月	日	事業・行事等	場所
10月	18~19 下旬	交楽会役員研修会「北海道・東北ブロックセミナー」評価 作業部会 合同会議	秋田市 本部 〃
11月	中旬	理事長訪問日 上半期監事監査 合同会議、施設長会議	各施設 本部→各施設 本部
12月	上旬 〃	評議員会 理事会 法人内会計担当者等打合せ 理事長決裁 合同会議、施設長会議	もりよし荘 〃 本部 〃 〃
H29 1月	4日  下旬	正職員登用事務連絡掲示 正職員登用試験(作文) 理事長訪問 合同会議、施設長会議 交楽会評定者研修	各施設 本部 各施設 本部
2月	上旬	正職員登用試験 北都会総会 二役・施設長会議 登用試験合格発表掲示 法人内会計担当者等打合せ 理事長決裁 施設長会議 人事考課にかかる評定面接及び開示(～3/31) 職員異動内示掲示(各施設) 合同会議	各施設 本部 〃 〃 各施設 〃 本部
3月	中旬 〃 下旬 〃 31日	苦情解決担当者会議 交楽会新任職員研修会 理事長訪問日(予算査定) 合同会議 評議員会(改選) 理事会(改選) 退職者(定年)辞令交付式	本部 〃 各施設 本部  本部

平成28年度

## 社会福祉法人 交楽会 (設立…H2. 7. 12) 組織及び事業内容

### 1. 組織 (H28. 4. 1)



### 2. 事業

#### 介護老人保健施設 もりよし荘 H3. 4. 12 開所

- ・ 入所事業定員 100名 (内、短期入所事業5名)
- ・ 通所リハビリテーション事業定員 30名
- ・ もりよし荘居宅介護支援事業(森吉構造改善センター2階)
- ・ もりよし荘在宅介護支援センター(森吉構造改善センター2階)

#### 障害者支援施設 森幸園 H5. 4. 1 開所

- ・ 施設入所支援 70名 障害福祉サービス 90名 相談支援事業

#### 特別養護老人ホーム 森泉荘 S58. 4. 1 開所 H9. 4. 1 受託

- ・ 入所事業定員 50名
- ・ 短期入所事業 13名

#### 複合ケアセンター もりの郷 H18. 12. 10 開所

- ・ 認知症グループホーム 27名 (もりの郷定員9名、もりの家定員18名)
- ・ 通所介護(デイサービス) 定員10名
- ・ 共同生活援助(サポートホーム)17名 (もりの郷7名、であいの家5名、陣場岱ハイツ5名)

### 3. 定例会

1. 理事長決裁・各施設訪問 月1回
2. 合同会議 月1回
3. 施設長会議 月1回
4. 各施設事務担当打合せ 年6回
5. 各作業部会 随時

### 4. 職員数 (H28. 4. 1)

	正職	臨職等	合計
・ 本部	3名	0名	= 3名
・ もりよし荘	56名	26名	= 82名
・ 森幸園	48名	16名	= 64名
・ 森泉荘	30名	22名	= 52名
・ もりの郷	17名	26名	= 43名
計	154名	90名	= 244名 (実人員243名)

## 交 楽 会 綱 領

交楽会は、社会福祉を实践する組織として、常に社会福祉の本質を追求しながら、心身に支障をきたして援助を必要とする人々に、良質で適切なサービスを提供することを旨とするものである。

社会福祉を实践する者の学習した社会福祉の知識と技術が、援助を必要とする人々にとって真に生かされる為には、その者が援助を必要とする人々のニーズを理解できるような、やさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作が培われなければならないものである。

社会福祉を实践する者は、援助を必要とする人々のプライバシーとノーマライゼーションの権利を侵すことなく、自己の援助する言動を常に自己評価し、慈愛と忍耐をもって福祉を实践するものである。

介護老人保健施設<もりよし荘>においては、寝たきり及びそれに準ずる高齢者・認知症高齢者が、その障害を可能なかぎり改善し、自立生活の範囲を拡げ、家庭復帰できるように支援する。

特別養護老人ホーム<森泉荘>は、常時介護を要し、在宅介護が困難な高齢者に、生命の尊厳を尊んだ適切な居住環境と介護看護サービスを提供する。

障害者支援施設<森幸園>は、その障害のため、生活援護と自立支援を要する人々に、人権の尊重、社会的不利の改善及びノーマライゼーションを前提とした社会参加の援助サービスを提供する。

複合ケアセンター<もりの郷>は、地域に暮らす人達が、障害があっても高齢になっても、地域（家庭を含む）で安心して暮らし続けることができるよう支援する。

### 交楽会福祉実践の指針

1. 人間の尊厳を尊び、如何なる生へも最善の援助を行なう。
2. 利用者の人権を尊重し、利用者中心の適切なサービス提供を行なう。
3. 利用者の生命の質を重んじたサービス提供を行なう。
4. 利用者とのインフォームド・コンセントを重んずる。
5. 心の表現が不自由な利用者の、ニーズを汲み出すような援助を行なう。
6. 地域に開かれた施設、地域から選択される施設造りに努める。
7. 交楽会各施設の交流を密にし、連携を高め、機能向上に努める。
8. 職員は驕ることなく、感謝の念をもって良質なサービスに徹する。
9. 社会福祉の知識と技術にふさわしい、人間としての資質を醸成する。
10. 優・親・和・誠・忍を五訓とする。即ち、  
優しさ・親切・和やか・誠実・忍耐を職員の本 motto とする。

## 事業計画

### 基本理念

介護老人保健施設は、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。

家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

### 運営方針

- ① 利用者様の人権を尊重し、常に利用者の立場にたった目標、支援計画を立て、必要なサービスの提供に努めます。
- ② 利用者個々の状態に応じて、体力や機能の維持・改善、活動や参加の促進等、自立生活を支援するため、計画的にリハビリテーションを行います。
- ③ 多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰と在宅介護支援を目指します。
- ④ 家族や地域住民との結びつきを大切にして、市町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などとも連携し、地域と一体となったケアに努めます。
- ⑤ 適切な施設運営と予算管理に努めます。

### 事業の内容と目的

- ① 介護保険施設サービス事業（入所）  
介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練その他必要な支援をするとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 短期入所療養介護事業（介護予防事業を含む）  
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 通所リハビリテーション事業（介護予防事業を含む）  
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ④ 居宅介護支援事業（在宅介護支援センター）  
要介護状態となった方が、可能な限りその居宅において、日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その方の状況・環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正、中立に支援します。

## 《重点目標》

### 介護保健施設サービス（入所・短期入所〈介護予防含む〉）

- ① 北秋田市地域包括支援センター、市民病院地域医療連携室及び各関係機関と密接な連携を図りながら介護老人保健施設の機能を発揮し、地域のニーズに答え地域包括ケアを推進します。
- ② 高齢者虐待禁止、身体不拘束の原則、個人情報取り扱いについて関係法令を遵守し、質の高いサービス提供に努めます。また、そのための研修会実施します。
- ③ 施設職員として適切な態度、言葉使い、身だしなみについて基本に立ち返り、接遇マナーの向上に努めます。そのための取り組みや研修会を実施します。
- ④ 各専門職によるアセスメント、実行状況の評価及び見直し（モニタリング）による円滑な個別プラン策定を目指し、チームケアの充実を図ります。
- ⑤ サービス計画の意義を再確認し、リハビリ職並びに各職種間との連携により日常生活能力の向上を目指します。
- ⑥ 委員会活動を通じ感染症防止・事故防止について職員の意識向上に努めます。安全委員会から安全支援委員会に名称を改め、事故防止と支援の在り方について検討を重ねます。
- ⑦ 介護老人保健施設の医療と介護を兼ね備えた看取り体制を充実し、ご家族のニーズに対応していきます。
- ⑧ 平均入所率96%（入所94人・短期2人）を達成できるように、利用率向上に努めます。

### 通所リハビリテーション（介護予防含む）

- ① 平均通所利用率70%（予防3%含む）を達成できるように、利用率向上に努めます。
- ② 個々の目標到達に向けて取り組み、リハビリを通じ要介護状態の改善を図り、住み慣れた地域での生活を継続できるようにサポートします。
- ③ ご家族及び関係機関との連携を密にし、状態変化等の情報提供を迅速に行います。
- ④ 安全支援委員・感染予防委員を中心に予防意識を高め、事故や感染症の予防対策を徹底します。

### 居宅介護支援事業所

#### 在宅介護支援センター

- ① 事業所移転に伴い、また、人員体制も変更になることから、早期に業務体制が軌道に乗るよう努力します。
- ② 報告・連絡・相談を密に行い、職場内の連携を深めます。
- ③ 事業所間とのネットワークの中で、ケアマネジメントが有効に作用するよう努めます。

## 基本理念

### 1、個人の尊厳と権利の尊重

利用者一人ひとりの人間としての尊厳を尊重し、一人ひとりがその尊厳にふさわしい生活を送ることができるよう支援します。

### 2、人権の擁護

利用者の主体性と人格を尊重した支援に徹し、障害を理由とするいかなる差別、虐待その他あらゆる権利利益の侵害から利用者を守ります。

### 3、社会への参加支援

利用者が地域社会の一員として、年齢、性別、障害の状態にかかわらず、様々な分野の活動に参加し、豊かで楽しい生活を遂げていくことが出来るよう支援します。

## 運営方針

### 1、利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者一人ひとりの個性と意思決定を尊重し、安全で安心な支援を心がけ、常に利用者個々の状況に配慮したサービスの提供に努めます。

### 2、人権擁護、虐待防止体制の強化

基本的人権に徹し、虐待や差別のない環境をつくり、不適切な支援の検証と改善に努めます。又研修や委員会活動により、職員の倫理を重視した言動の確立と意識強化を図ります。

### 3、利用者が地域の一員として安心して暮らせる社会づくり

地域との関わりと連携、相互の助け合いを大切に、利用者の社会参加が増えるようにします。又利用者が住み慣れた環境の中で望む生活、活動ができるよう努めます。



## 重点事項

### 1、サービス提供体制の推進

- (1) サービス管理責任者と相談支援事業が連携し、本人の意向や家族の要望を汲み取ったサービス等利用計画書及び、個別支援計画書を作成し、適切にサービスが実施されているか定期的に検証します。
- (2) 利用者個々におけるサービスの質の向上に取組み、全職員の参画と情報や第三者受審を基にサービスの改善に努め周知を図ります。

### 2、利用者に適した生活支援の対応

- (1) 高齢期に備えたケアマネジメントを整備し、利用者個々の特性に配慮した支援の充実に努めながら、自己表現や自己実現できる機会や環境を提供します。
- (2) 利用者食事形態調査を定期的に行い、利用者個々の身体機能を把握しながら、食事形態の見直しや摂取工夫(柔らかか食材)に取組み、健康的な食生活を支援します。

### 3、日中活動支援の充実

- (1) 利用者の要望、自己決定による日中活動の取組みを計画し、その人に合った支援、無理のない活動(時間、内容)に努めます。
- (2) 利用者の高齢化に伴い快適に安心して暮らせるように、高齢者に優しい生活スタイルの環境づくりに努めます。又生産品の売り上げ向上と利用者の工賃アップを目指します。

### 4、リスクマネジメントへの取組み

- (1) リスクマネジメントに関する勉強会(危険予知訓練)や研修会を定期的を実施し、職員間で情報を共有し、利用者の安全配慮に努めます。又積極的にヒヤリハット収集を行い、分析と再発防止を講じ質の高いサービス提供を図ります。
- (2) 職場でのメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを年1回実施し、ストレスの軽減に取り組みます。又パワハラやセクハラ等を把握し、組織全体のモラル低下に繋がらないようにします。

### 5、職員の資質の向上

- (1) 利用者の高齢化・重度化に伴う利用者の特性を理解しながら職員一人ひとりに関する目標設定や教育・研修計画を策定し、外部研修・勉強会を通じて福祉専門職として自己研鑽に励みます。
- (2) 定期的にセルフチェックを実施し、不適切な支援の発見と対応を行います。また、対応が望まれる課題に対しては勉強会を開催し、職員間の共通認識の改善を図ります。

### 6、地域や家族との連携強化

- (1) 利用者が地域の一員として安心して生活できるよう、相談支援を通して地域ネットワークの構築を図ります。又北秋田まち美化活動の登録や後援会活動、防災活動を通して、地域一帯で相互の連携・協力・理解を深めます。
- (2) 利用者支援や施設運営での信頼関係の構築を図り、家族から安心と信頼を得られるよう努めます。又利用者、家族の高齢化に伴う家族の要望を踏まえ、面会サービスを実施し、家族と一緒に過ごす機会を提供します。

## 【森泉荘の基本理念】

老人福祉の理念及び法人の『倫理綱領』に基づき関係法令を遵守すると共に、人権尊重の理念に基づき、常に利用者の立場に立ったサービスに努め、施設職員としてふさわしく、公正、公平に対応します。

また、家族との連携を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で利用者が充実した生活が送れるよう努めます。

## 【運営方針】

(1) 適切な事業の運営に努めます。

- ・ 法人諸規定の遵守
- ・ 外部委員を含めた入所判定委員会開催により、適正な入所に努めます。
- ・ 利用率向上に努め、適切な施設運営に努めます。

〈目標〉	施設入所者	利用率	98%
	短期利用者	利用率	98%

(2) 適切な労務管理と、人材育成に努めます。

- ・ 各種研修への積極的参加
- ・ 資格取得へのサポート
- ・ 職員の意向を事業計画に反映

(3) 地域交流に努めます。

- ・ 各種団体や個人ボランティアとの繋がりを深めます。
- ・ 地域住民との交流を密にし、非常時の協力体制を一層深めます。

## 重点事項

1. 明るい職場作り
  - (1) 働き易い職場環境作りと、人材育成及び職員の資質向上を図る
  - (2) 職場規律及びコンプライアンスの遵守
2. 実践を主体とした介護
  - (1) 利用者様、1人ひとりに合った愛情ある言葉と行動
  - (2) 専門職としての職員の資質及び介護技術の向上
  - (3) 余暇活動の充実による、心の健康と身体機能の維持向上
  - (4) 事故防止とリスクマネジメントの強化
  - (5) 報告、連絡、相談、記録の徹底
3. 衛生管理の徹底
  - (1) 快適な生活環境の整備
  - (2) 衣類、寝具、屋内外の清潔保持
4. 医療看護の適正
  - (1) 褥瘡予防と適切な対応
  - (2) 異常の早期発見・早期対応
  - (3) 感染症予防対策の徹底
  - (4) 残存機能の維持・向上
  - (5) 尊厳ある生活を支えるための看護
5. 適した栄養管理と食環境の保全
  - (1) 安全・安心で嗜好も取り入れた食事の提供
  - (2) 意欲の引き出しに繋がる選択食、会食の実践
  - (3) 食中毒、感染症による疾病予防の徹底
6. 災害防止と対策の確立
  - (1) 自衛消防年間計画に基づいた防災訓練の実施
  - (2) 防火設備の点検整備
7. 家族・地域とともにある施設
  - (1) 家族・地域との連携強化
  - (2) ボランティア、実習生などの受け入れ
  - (3) 介護教室の開催
  - (4) 地域との防災活動協力の構築及び研修の実施

# 複合ケアセンターもりの郷事業計画

## 1. 基本理念

法人の『倫理綱領』に基づき、地域とのつながりを大切にし、地域と共に生活する場をつくり、地域で暮らしている実感をもてる環境を築き、利用者同士が互いを理解し、助け合いながら生活できるよう支援します。

1. グループホームは利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、どのような状態になってもその人らしく生き生きと生活できるよう支援します。
2. デイサービスは利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図ります。さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため必要な支援を行います。
3. サポートホームは地域において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神状態に応じて、おかれている共同生活住居で日常生活上の支援を行います。

## 2. 運営方針

1. 利用者個人を尊重し、権利と安全を最優先にしたサービスを実践します。
2. 自立に向けたサービスを提供します。
3. サービスの質の向上、適正なサービスを提供するための人材育成に努めます。
4. 地域との関わりを大切にし、地域の要望に応えられる施設運営を目指します。
5. 各事業の独自性の確保と、共生型施設の特性を生かした事業展開に努めます。

### 3. 重点事項

#### 1. 事業運営

##### (1) であいの家建て替え

昭和44年の建築で老朽化が課題となっていたが、国・県の補助金を受け前年度末に着工に至っている。建て替えにより、バリアフリー住宅となり高齢の利用者にとって暮らしやすい環境が整い、またスプリンクラーの設置など安全面の確保にもつながっている。

今後も、地域の皆さんとよりよい関係作りに努めてまいります。

##### (2) 地域密着型事業への移行

法改正により、今年度からデイサービスが地域密着型事業に移行することを踏まえ、地域運営推進会議を通じて、地域の方からの要望を取り入れながら、より一層地域に密着したサービスを提供できるように努めます。

#### 2. 地域サロンの取り組み

前年度から、もりの家で実施している週1回の地域サロンを継続しながら、もりの郷においても地域サロンのあり方を模索し、地域の中で介護予防の役割を担いながら、平成29年度から施行される「介護予防・日常生活総合支援事業」についても事業所として果たす役割を模索します。

#### 3. 利用目標達成のための取り組み（デイサービス/98%）

介護者の事情による宿泊サービスを継続し、様々な要望に対応しながら、利用しやすい体制を整えながら利用率の向上に努めます。

#### 4. 障害者差別解消法への取り組み（平成28年4月1日施行）

(1) 福祉の専門的知識をもって福祉サービスを提供する事業所として、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深め、より高い意識と行動規範をもって、障害を理由とする差別解消のための取り組みに努めます。

(2) 高齢化社会を迎え、誰もが認知症とともに生きる可能性があり、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、皆にとって身近な病気であることの理解を深めていただくための取り組みを実践いたします。

#### 5. メンタルヘルスへの取り組み

(1) 対人援助の業務に携わる職員はストレスを抱えることが多く、職場でのメンタルヘルスが重要になってきていることを踏まえ、精神面の異常の早期発見・治療・再発防止・職場復帰支援へ向けた取り組みを実践し離職に至らないように努めます。

(2) 平成27年12月1日からストレスチェック制度が施行された。実施後の結果を踏まえて、必要とされる職場環境の改善に努めます。